

令和2年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

1	組織の概要	・・・	1
2	令和2年度予算の概要	・・・	5
3	事務事業概要	・・・	9
	戦略企画総務課、秘書課、行幸啓課、企画課、政策提言・広域連携課、 広聴広報課、情報公開課、統計課、東京事務所		
4	新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について	・・・	15
5	所管事項	・・・	19
	(1) みえ県民カビジョン・第三次行動計画の推進について	・・・	21
	(2) 三重県国土強靱化地域計画の改訂について	・・・	25
	(3) 人づくり政策の推進について	・・・	27
	(4) 広域連携について	・・・	29
	(5) 広聴広報について	・・・	33
	(6) 統計調査について	・・・	35
	(7) 情報公開・個人情報保護について	・・・	37
	(8) 平和啓発の取組について	・・・	39

令和2年5月22日
戦略企画部

1 組織の概要

戦 略 企 画 部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】	【班等名称】	（電話番号）	《主な所掌事務》
戦 略 企 画 総 務 課 sensomu@pref.mie.lg.jp	企画調整班	2009	○部内の企画調整、議会对応、広聴広報、全庁会議、総合教育会議、人づくり政策、高等教育機関との連携、マイナンバー制度、平和啓発、北朝鮮による拉致問題
	総務班	2009	○部内の組織・人事、予算・決算・経理、危機管理、人権施策
秘 書 課 hisho@pref.mie.lg.jp	秘書班	2014	○知事・副知事の秘書
行 幸 啓 課 gyokokei@pref.mie.lg.jp	行幸啓班	2029	○行幸啓等皇室事務
企 画 課 kikakuk@pref.mie.lg.jp	企画班	2025	○県政の総合企画、地方創生の推進、みえ県民意識調査、政策研究
	計画班	2025	○みえ県民カビジョンの推進、国土強靱化地域計画の推進
政策提言・広域連携課 kouiki@pref.mie.lg.jp	政策提言・広域連携班	2089	○国等への政策提言・要望、広域的な交流・連携の総合企画・調整、地方分権、特区制度
広 聴 広 報 課 koho@pref.mie.lg.jp	企画・広聴班	2031	○広聴広報の企画調整、広聴広報アクションプランの推進、県ウェブサイト
	広報班	2788	○テレビ・ラジオ・新聞等による広報、広報紙発行
	報道班	2028	○報道機関との連絡調整
	県民の声相談班	2647	○県民からの意見・提案・苦情等対応、eモニター
情 報 公 開 課 koukai@pref.mie.lg.jp	情報公開班	2071	○情報公開、個人情報保護
統 計 課 tokei@pref.mie.lg.jp	人口統計班	2044	○国勢調査、経済センサス基礎調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、人口推計調査
	消費・生活統計班	2051	○労働力調査、家計調査、小売物価統計調査、毎月勤労統計調査、学校基本調査、学校保健統計調査、全国家計構造調査、社会生活基本調査
	農水・商工統計班	2052	○農林業センサス、漁業センサス、工業統計調査、経済センサス活動調査、三重県生産動態統計調査
	分析・情報班	3051	○統計分析、統計情報の提供

東 京 事 務 所

tokyo@pref.mie.lg.jp

政策調整課	03-5212-9065	○国行政機関、各種団体等との連絡調整
-------	--------------	--------------------

2 令和2年度予算の概要

令和2年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)
上段:(県費)
下段:事業費

所属名	令和元年度 6月補正後 予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	増減額 B-A	対前年比 B/A	主な事業
戦略企画 総務課	(762,139) 772,452	(797,095) 940,563	(34,956) 168,111	(104.6%) 121.8%	・人件費(特別職人件費を含む) 737,265 ・未来につながる平和発信事業費 870 ・番号制度等整備関係諸費 153,002 ・高等教育機関連携推進事業費 838 ・地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費 28,751 ・人づくり政策推進費 129
秘書課	(26,907) 26,907	(9,039) 9,039	(△17,868) △17,868	(33.6%) 33.6%	・調整諸費 8,757
行幸啓課	(0) 0	(6,260) 6,260	(6,260) 6,260	(皆増) 皆増	・調整諸費(お成り関連分) 6,260
企画課	(33,896) 33,896	(13,498) 15,047	(△20,398) △18,849	(39.8%) 44.4%	・計画推進諸費 4,081 ・行動計画進行管理事業費 7,713
政策提言・ 広域連携課	(16,140) 16,140	(17,436) 17,436	(1,296) 1,296	(108.0%) 108.0%	・中部圏・近畿圏連携強化費 2,928 ・広域連携推進費 13,224
広聴広報課	(265,842) 283,750	(256,452) 273,501	(△9,390) △10,249	(96.5%) 96.4%	・広聴広報アクションプラン推進事業費 17,064 ・報道等事業費 7,845 ・県政情報発信事業費 110,458 ・電波広報事業費 59,926 ・広聴体制充実事業費 13,352 ・インターネット情報提供推進事業費 31,033
情報公開課	(3,610) 4,520	(3,581) 4,535	(△29) 15	(99.2%) 100.3%	・情報公開・個人情報保護制度運営費 4,535
統計課	(81,795) 542,281	(80,729) 1,169,487	(△1,066) 627,206	(98.7%) 215.7%	・人件費(統計課) 233,971 ・統計情報編集費 942 ・国勢調査費 824,858
東京事務所	(25,076) 25,087	(24,807) 24,813	(△269) △274	(98.9%) 98.9%	・東京事務所費 24,784
戦略企画部 合計	(1,215,405) 1,705,033	(1,208,897) 2,460,681	(△6,508) 755,648	(99.5%) 144.3%	

3 事務事業概要

事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p>【戦略企画総務課】 課長 藤本 典夫 TEL 059-224-2009</p>	
<p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関することについて</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、組織や人事、予算、経理等に関することを一元的に行う。</p>
<p>2 県政の総合調整に関することについて</p>	<p>政策会議・経営会議及び総合教育会議の運営、人づくり政策の推進など県政の総合調整に関することを行う。</p>
<p>3 高等教育機関の充実に関することについて</p>	<p>県内高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組や、大学生等の奨学金返還支援事業の実施等により、若者の県内定着を促進する。</p>
<p>4 平和啓発に関することについて</p>	<p>未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会をつくるなど、平和啓発に取り組む。</p>

項 目	概 要
<p>【秘書課】 次長兼課長 山本 英樹 TEL 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書事務について</p> <p>【行幸啓課】 課長 和田 吉史 TEL 059-224-2029</p> <p>1 行幸啓等皇室関係事務について</p> <p>【企画課】 課長 山本 秀典 TEL 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に関する事 について</p> <p>2 「みえ県民カビ ジョン」の進行管 理について</p> <p>3 政策研究及び 政策提案につい て</p>	<p>知事、副知事の日程調整を行うとともに、各部局との連絡調整を行う。また、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p> <p>天皇陛下をはじめとする皇室の行幸啓等に際して、関係機関との連絡調整や準備など、必要な業務を行う。</p> <p>県政の中長期的課題を研究するとともに、県政の総合企画に関する事 を行う。また、地方創生の推進に関する総合調整を行う。</p> <p>「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、春・秋の 政策協議を実施するとともに、「三重県経営方針」を策定するなど、 「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。</p> <p>政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職 員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、「みえ県民意識調査」を 実施し、県民の幸福実感の継続的な把握などを行う。</p>

項 目	概 要
<p>【政策提言・広域連携課】 課長 楠田 泰司 TEL 059-224-2089</p> <p>1 国等への政策提言・要望について</p> <p>2 県境を越えた広域連携の推進について</p>	<p>国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映を求める事項について、国等に対して政策提言・要望を行う。</p> <p>全国知事会等を通じて、県境を越えて取り組むべき課題の効率的、効果的な解決に向けて、広域に連携した取組を推進する。</p>
<p>【広聴広報課】 課長 藤井 理江 TEL 059-224-2031</p> <p>1 広報活動について</p> <p>2 広聴活動について</p>	<p>テレビ、ラジオ、県広報紙やインターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報発信を行う。</p> <p>また、地域の魅力を国内外に効果的にアピールして、本県の知名度・認知度の向上とイメージアップを図る。</p> <p>県民の声相談やみえ出前トーク、e-モニターの実施等により、県政に係る広聴活動を行う。</p>
<p>県民の声相談監 今井 貴雄 TEL 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて</p>	<p>県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行う。</p>

項 目	概 要
<p>【情報公開課】 課長 山田 かずよ TEL 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関する ことについて</p> <p>2 個人情報の保護 対策に関する ことについて</p>	<p>情報公開制度を適正に運用することにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政の一層の推進を図る。</p> <p>個人情報保護条例の適正な運用を図ることにより、個人の権利利益を保護し、県民に信頼される公正な県政を推進する。</p>
<p>【統計課】 課長 加納 明生 TEL 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務 について</p> <p>2 統計情報の分 析と提供につ いて</p>	<p>国勢調査など、国の委託を受けた統計調査を行うとともに、人口推計調査など県独自の統計調査を実施する。</p> <p>統計の分析調査を行うとともに、インターネット（みえ Data Box）や刊行物による県民にわかりやすい統計情報の提供を行う。</p>
<p>【東京事務所】 所長 中山 恵里子 TEL 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・国省 庁等との連絡調 整・情報収集及び 情報の発信につ いて</p>	<p>国会議員・国省庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏において三重県の情報を発信する。</p>

4 新型コロナウイルス感染症に係る 対応状況について

4 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

戦略企画部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と県民の皆さんの不安払拭のため、県の総合的な対策の策定や国に対する緊急要望活動の実施、効果的な広聴広報活動の実施等について、取り組んできました。

1 総合的な対策の策定と国への緊急要望活動の実施

(1) 総合的な対策の策定

県内の経済団体等と今後必要となる経済対策を協議した「新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済会合」における意見や、知事の現場視察における県民の皆さんの意見等をふまえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、県民の皆さんの命と健康を守るとともに、県内経済や県民生活への影響を最小限にとどめることを目的とした「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策」を、4月22日にとりまとめました。

(2) 国への緊急要望活動の実施

「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策」をふまえ、国に対して、感染拡大防止対策の推進や、事業の継続への支援と雇用の維持等に関する緊急要望を行いました。

(主なもの)

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策」に係る国への緊急要望
(3月17日 知事から西村内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)に要望)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策」に係る国への緊急要望
(4月27日 知事から西村内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)に要望)

2 効果的な広聴広報の実施

(1) 県民への情報発信

「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』や「新型コロナウイルス感染症に関する知事からのメッセージ」など、命と健康を守るために必要な情報や、くらしと仕事を守るための各種支援制度等の情報を、メディアミックスにより効果的に発信するとともに、県ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関

する情報を集約した特設サイトを制作し、県民の皆さんに知っていただきたい情報を発信しました。また、三重県警察本部が管理する交通情報板を活用した感染拡大防止の注意喚起を行いました。

- ・知事定例記者会見、知事定例ぶら下がり会見等による、知事からのメッセージの発信
- ・県ホームページ上での特設サイト、SNSなどによる情報発信
- ・テレビ、ラジオ、県政だより、フリーペーパー、新聞などによる情報発信
- ・交通情報板（県内20箇所）を活用した注意喚起

(2) 県民からのご意見への対応

県民の声相談室には、感染防止や学校・事業者の休業などに関し、多くの意見が寄せられています。意見をお寄せいただいた方々に丁寧に対応するとともに、これらの意見が各種対策に反映されるよう担当部局との情報共有に取り組みました。

3 県内高等教育機関への支援

県内高等教育機関に対し、移動の自粛等について学生に周知いただくなど新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた適切な対応を依頼しました。

また、県内高等教育機関の意見を伺い、教育研究活動への影響を最小限にとどめるとともに、収束後には即座に正常化し、円滑な学校運営を進めることができるよう、国立大学法人運営費交付金等の増額など高等教育機関への支援を行うこと等を国に要望しました。

5 所 管 事 項

(1) みえ県民カビジョン・第三次行動計画の推進について

1 概要

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（以下『第三次行動計画』という。）」は、「みえ県民カビジョン」の基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けた、令和2年度から5年度までの4年間の戦略計画です。

【第三次行動計画の特徴】

- ①「みえ県民カビジョン」の基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像を、改めて「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」として捉えました。
- ②県を取り巻く複雑かつ多岐にわたる課題を解決するため、これまでの「協創」の視点に加え、「Society 5.0」および「SDGs」の視点を取り入れ、施策を展開していきます。
- ③人口減少に歯止めをかけ、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するため、多岐にわたる分野の取組を有機的かつ効果的に結びつけ、相乗効果を図れるよう、「第三次行動計画」と第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下『第2期総合戦略』という。）」を一体化し、施策を総動員し、取り組んでいきます。

計画の推進にあたっては、令和5年度末の目標達成に向けて、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による進行管理を的確に行っていきます。

※ みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）とは

「みえ県民カビジョン」および「第三次行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、翌年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

2 進行管理の主な取組

(1) 政策協議

「スマートサイクル」において、施策の評価を確実に取組の改善につなげるための仕組みとして、春と秋の年2回、政策協議を実施します。

「春の政策協議」では、「第三次行動計画」に掲げる施策の目標達成に向けて取り組む上で知事等に確認しておくべき課題や部局長等のミッションについて、個別に議論する個別協議、また前年度の評価および当該年度の取組方向等について、知事等と全部局長が一堂に会して確認・決定する全体協議を行います。その結果をふまえて、前年度の評価や当該年度の取組方向、数値目標等を「成果レポート」として取りまとめ、公表します。

「秋の政策協議」は、知事等と部局長等が翌年度に向けた取組やその方向性について協議し、翌年度の「三重県経営方針」の策定や重点取組の選定、当初予算編成につなげていきます。

(2) 三重県経営方針

「三重県経営方針」は、県政を推進するにあたっての基本となる単年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進するスマートサイクルにおいて起点となるPlan（計画）に位置づけています。

「第三次行動計画」では、毎年度の「三重県経営方針」の中で、当該年度の「重点取組」を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃がさず最大限の成果を得ることをめざします。

(3) みえ県民意識調査

県民の皆さんの「幸福実感」を把握し県政運営に活用するため、一万人の方を対象に「みえ県民意識調査」を毎年度実施し、日ごろ感じている幸福感、地域や社会の状況についての実感などをお聞きしています。

調査結果を公表するとともに、分析を行い、翌年度の「三重県経営方針」の策定、政策議論、当初予算議論の際の参考資料として活用しています。

10回目となる本年度の調査については、第9回調査結果の分析等をふまえ、年内に調査項目を整理し、令和3年1月頃に実施する予定です。

(4) 三重県経営戦略会議

「三重県経営戦略会議」は、県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と知事が意見交換を行い、大局的な観点から助言をいただくことを目的としています。

本年度は、年3回開催し、令和3年度「三重県経営方針」の策定に向けて示唆をいただくとともに、県政の中長期的な課題等について議論いただく予定です。

(5) 地方創生およびSDGsの推進

① 第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020~2023)

本県では、平成27年度から令和元年度までの5年間の目標や基本的な取組方向を示す「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組んできました。本年度から始まる「第2期総合戦略」は、「第三次行動計画」との一体化を図り、人口減少対策について、「量」に加え「質」も注目しつつ、施策を総動員し、オール三重で新たなステージとなる第2期の取組を進めていきます。

「第2期総合戦略」の推進にあたっては、「活力ある働く場づくり」「未来を拓くひとづくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策により、地方創生の取組を強力に推進していきます。

取組の検証結果については、毎年度公表します。

② SDGsの推進体制

「第三次行動計画」および「第2期総合戦略」の推進にあたり、SDGsの視点を新たに盛り込んだことをふまえ、庁内に「三重県地方創生・SDGs推進本部」を設置し、各部局のSDGs推進に向けた取組や協創による推進等について情報共有を図ります。

さらに、民間企業等からの相談や情報発信の窓口として、SDGs推進窓口を設置するほか、県民や市町等を対象として、SDGsの考え方や県の取組について普及啓発を行います。

③ 三重県地方創生会議

三重県地方創生会議は有識者等で構成し、まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取することを目的としています。

本年度も本会議と検証部会を開催し、取組の進捗状況の把握と効果の検証を行い、改善につなげるなどの確な進行管理を行います。

また、本会議に新たにSDGs部会を設け、県のSDGsの取組の進捗管理を行います。

3 主な年間スケジュール

- 令和2年4月 「令和2年度三重県経営方針」の公表
- 4、5月 「春の政策協議」の実施
- 6月 「令和2年版成果レポート（案）」および「令和2年版検証レポート（案）」の公表
- 9月 「秋の政策協議」の実施
- 10月 「令和3年度三重県経営方針（案）」の公表
- 令和3年2月 「令和3年度三重県経営方針（最終案）」の公表

(2) 三重県国土強靱化地域計画の改訂について

1 これまでの経緯

平成26年6月に、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「国土強靱化基本計画」が閣議決定されたことを受け、本県においても、おおむね10年先を見据えた国土強靱化に関する取組の方針を示すため、平成27年7月に「三重県国土強靱化地域計画（以下『県地域計画』という。）」を策定、公表しました。

また、県地域計画に基づく取組の進捗状況については、「三重県国土強靱化地域計画実績報告書」を作成し、毎年6月、関係部局所管の常任委員会において、成果レポートの中で説明を行っています。

2 改訂の理由

地域計画の策定から5年目を迎えており、次の理由から改訂作業を進めていきます。

- (1) 県内で甚大な被害のあった平成29年の台風第21号をはじめ、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等、近年の大規模自然災害の経験や教訓、防災・減災分野における先端技術の導入促進によるイノベーションの推進といった近年の社会情勢の変化をふまえる必要があります。
- (2) 平成30年3月の「三重県防災・減災対策行動計画」および「三重県広域受援計画」の策定など、県地域計画策定以降の本県における取組状況を反映する必要があります。
- (3) 平成30年12月に改訂された「国土強靱化基本計画」との調和を図るとともに、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」（令和元年8月開催）における国土強靱化予算の「重点化」「要件化」等の申し合わせ事項（※）に対応する必要があります。

【参考】関係府省庁の申し合わせ事項（令和元年8月）

地域計画に基づく取組に対する国の支援である、関係府省庁所管の交付金・補助金について、次のとおり決定されました。

○令和2年度は、地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業に対し、これまでの「一定程度配慮」を更に「重点配分」「優先採択」等「重点化」を検討。

○令和3年度以降は、地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」を検討。また、地域計画に明記された事業に対し、「重点配分」「優先採択」等「重点化」を検討。

3 基本的な考え方

- (1) これまでの取組の総括を行うとともに、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を見直します。
- (2) リスクシナリオに基づく脆弱性評価を行い、その結果をふまえて推進方針を策定します。

また、国の国土強靱化予算の「重点化」「要件化」に対応できるよう、国の方針や他の都道府県の動向に留意しつつ、具体的な事業内容を県地域計画に反映していきます。

- (3) 国の方針を受けて、県内全ての市町において地域計画を策定するよう、働きかけを行うとともに、市町からの個別相談にも適切に対応します。

4 今後のスケジュール

- 6月 : 中間案公表
- 6～7月 : パブリックコメント
- 10月 : 最終案公表
成案 公表

【参考】市町における地域計画策定状況（令和2年5月1日現在）

- 策定済 : 13市町（津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、熊野市、菰野町、度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町）
- 策定中 : 10市町（四日市市、名張市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、朝日町、大台町、玉城町、紀北町）
- 策定予定 : 6市町（尾鷲市、志摩市、東員町、川越町、多気町、明和町）

(3) 人づくり政策の推進について

1 概要

各部局の人づくりにかかる施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進する「人づくり政策の総合調整」機能を担っています。

2 三重県教育施策大綱

教育施策大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）」に基づき、地方公共団体の長が定めることとされています。

令和2年3月に策定した「三重県教育施策大綱」は、令和2年度から5年度までを計画期間とし、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示したものです。

この大綱では、「新しい時代を『生き抜いていく力』の育成」をはじめとする、6つの基本方針に基づき、県民力を結集し、幼児期の「家庭教育と子育て支援の充実」及び「幼児教育の充実」から成年期の「誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり」までの、生涯を通じた途切れのない10の教育施策を推進していくこととしています。

なお、大綱については、教育施策ごとに毎年度の進捗状況を取りまとめて総合教育会議で意見交換を行い、政策全体を検証し、改善につなげていきます。

3 総合教育会議

知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むことを目的とし、平成27年度に地教行法に基づき、総合教育会議を設置しました。

会議は教育施策の積極的な推進を図る観点から運営しており、教育関係の重要課題の中で、「学力向上」「体力向上」など毎年継続的に議論する必要がある定点テーマと、「いじめ対策」「特別支援教育」など時宜に応じて特に議論しておく必要がある重点テーマについて協議することとし、本年度は7回開催する予定です。

4 県内高等教育機関の充実

三重県で学び、働き、住み活躍する若者が増えるよう、県内の高等教育機関の魅力向上に向けた取組等を推進しています。

(1) 高等教育コンソーシアムみえ

県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することで、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現するため、平成28年3月から、県内の高等教育機関と県で組織する「高等教育コンソーシアムみえ」^(※)を設置しています。

※ 7 大学（三重大学、三重県立看護大学、四日市大学、四日市看護医療大学、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿大学、皇學館大学）、4 短期大学（三重短期大学、ユマニテク短期大学、鈴鹿大学短期大学部、高田短期大学）、3 高等専門学校（鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校）の計14校で構成（事務局は三重大学）

「高等教育コンソーシアムみえ」では、三重への愛着・誇りを持っていただくきっかけとなるよう共同開発した「三重を知る」共同授業の実施や、他の高等教育機関の特色ある授業科目を受講できる単位互換制度の取組などにより、県内高等教育機関の魅力向上に取り組んでいます。

また、本年度は、これまで三重大学が中心となって取り組んできた「三重創生ファンタジスタ」^(※)の養成取組を引き継ぎ、地域で活躍する人材を育成していくことで、学生の県内定着につなげていきます。

※ 「地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍する人材」のこと。文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を活用し、平成28年度から三重大学が中心となって、「食と観光」「次世代産業」「医療・健康・福祉」の3分野でリーダーシップを発揮できる人材を養成。「ベーシック」、「アドヴァンス」、「エキスパート」の資格区分がある。

（2）奨学金返還支援制度

若者の県内定着を促進するため、平成28年度から、過疎地域などの指定地域に居住すること等を条件として、大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成しています。

本年3月に「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例」を改正し、指定地域に居住すること等を条件とするこれまでの枠組みに加え、県内での居住及び県内産業への就業等を条件とする枠組みを創設しました。本年度の募集に向けて、既卒者（「大学等卒業後3年以内」かつ「UIターン」）も対象者に追加するなど制度の充実を図っていきます。

今後、制度の周知を図り、多くの学生等から応募がなされるよう取り組んでいきます。

（3）分野の枠組みを越えた産学官連携の推進

若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上等、若者の県内定着につながる分野の枠組みを越えた連携を促進するため、平成30年度に「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」を設置し、そのネットワーク等を活用して、分野の枠組みを越えた交流の機会づくりに取り組んでいます。

また、東京大学地域未来社会連携研究機構による全国初の地方拠点施設である三重サテライト拠点が平成31年2月に四日市市内に設置されたことから、この三重サテライト拠点と県内高等教育機関との連携を促進し、共同研究や地域の産業人材育成等の取組を進め、県内高等教育機関の魅力向上につなげていきます。

(4) 広域連携について

1 概要

県域を越えて取り組むべき広域的な課題に対して、より効率的、効果的に対応していくため、他府県等と連携した取組を進めています。

(1) 全国における取組

各都道府県間の連携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的に、47都道府県知事で「全国知事会」を組織し、地方自治の推進に必要な施策の調整・立案や国への提言活動を行っています。

なお、令和元年9月から鈴木知事は地方創生対策本部本部長を務めています。

(2) 中部圏における取組

中部圏の九県一市の知事・市長で「中部圏知事会」を組織し、共通する課題の連携方策を協議するとともに、国に対する提言活動を行っています。

また、東海三県二市の知事・市長で「東海三県二市連絡協議会」を組織し、共通する課題の解決に向けた取組を進めています。

さらに、伊勢湾の再生や保全に向け、国等関係機関との連携組織である「伊勢湾再生推進会議」に参画するとともに、東海三県一市で構成する「伊勢湾総合対策協議会」内に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、流木や生活ごみの海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動や発生抑制に取り組んでいます。

(3) 近畿圏における取組

近畿二府八県の知事で「近畿ブロック知事会」を組織し、広域的な行政需要に的確に応じるために必要な施策の調査・立案や国に対する提言活動を行っています。

また、紀伊半島地域の振興と活性化を図るため、奈良及び和歌山の両県知事と本県知事で「紀伊半島振興対策協議会」を組織し、半島地域における広域的課題について協議を行い、連携事業に取り組んでいます。

これらに加えて、一般財団法人関西観光本部に参画し、国際観光や文化振興、情報発信などの官民連携事業に取り組んでいます。

(4) 日本創生のための将来世代応援知事同盟

地方への新しい人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変え、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が、地方創生のため行動することをコンセプトに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」を組織し、若い世代を支援するための施策等に関する意見交換や事業を行っています。

※参加 17 県…三重県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、山梨県^{※1}、長野県、福井県^{※2}、滋賀県、鳥取県、島根県^{※2}、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

(※1 H31. 4. 1 加入、※2 R1. 5. 31 加入)

(5) 二県知事懇談会

多様化する政策課題の解決につなげるため、平成 24 年度から共通課題を有する県の知事と懇談会を開催しています。(現在は、宮城県、岐阜県、広島県と継続して開催)

2 今後の県の取組方針

今後も引き続き、他府県等との連携を強化し、県域を越える広域的な課題の解決に向けて効果的な取組を進めていきます。

【参考】令和元年度の知事会議等の開催結果

知事会議等の名称		開催日等	主な内容
全国知事会議 47 都道府県		R1. 7. 23, 24 富山県富山市	<ul style="list-style-type: none"> ・「来るべき大規模災害に備え教訓に基づき行動するための提言」等、災害対策に係る4つの提案のとりまとめ及び「地方創生・富山宣言」決議 ・国への提案・要望について協議
		R1. 9. 3 東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任 ・「就職氷河期世代の活躍支援に向けた提言」活動について等の報告
		R1. 11. 11 東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・「国土強靱化加速と地方創生回廊の早期実現」等について協議 ・「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』への緊急提言」決議 ・国への提案・要望について協議
中部圏知事会議（9 県 1 市） 三重、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、名古屋市		R1. 6. 5 静岡県静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・国への提言について協議
		R1. 10. 28 愛知県常滑市	<ul style="list-style-type: none"> ・「近未来技術の社会実装に向けた取組に関する宣言」決議 ・国への提言について協議
東海三県二市知事市長会議 （3 県 2 市） 三重、岐阜、愛知、名古屋市、浜松市		R1. 9. 5 静岡県浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・国への提言について協議
近畿ブロック知事会議（2 府 8 県） 三重、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、鳥取		R1. 5. 23 大阪府大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を交通事故から守ることに ついて意見交換 ・国への提言について協議
		R1. 10. 31 和歌山県和歌山市	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康寿命」をテーマに意見交換 ・国への提案・要望について協議
紀伊半島知事会議（3 県） 三重、奈良、和歌山		R1. 7. 11 奈良県奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・交通対策、過疎対策、大規模災害対策について意見交換
日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット（17 県） 三重、岩手、宮城、福島、茨城、山梨、長野、福井、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、高知、宮崎		R1. 6. 1 滋賀県大津市	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの安全確保に関する緊急声明」発表 ・「子育て支援」や「大学等との連携による若者支援」をテーマに意見交換 ・将来世代応援企業表彰及び事例発表
二県知事懇談会	広島県	R2. 1. 27, 28 三重県伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災対策の推進、児童虐待の防止・子どもの見守り支援、健康づくりの推進について意見交換
	宮城県	R2. 2. 3 三重県伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災対策の推進、移住・定住の推進、農福連携の推進について意見交換

(5) 広聴広報について

1 概要

三重県広聴広報基本方針及び三重県広聴広報アクションプラン（令和2年3月改訂版）に基づき、政策形成につながる広聴活動、戦略的・計画的な広報活動、職員・組織の広聴広報力の向上に取り組みます。

2 本年度の取組内容

(1) 政策形成につながる広聴活動の実施

「県民の声」相談事業について、県民の皆さんから寄せられた意見や提案に対して、丁寧に対応し、県政に係るものについては、担当部局において取組が進められるよう働きかけていきます。また、「みえ出前トーク」、「e-モニター」を活用した広聴活動を行います。

(2) 戦略的なプロモーションの推進

「拡散性の高い情報コンテンツづくり」の視点で、県プロモーションサイト「つづきは三重で」での情報発信を行うとともに、首都圏等におけるマスメディアを活用した県の魅力発信、若者への訴求力の高いウェブメディアでの情報発信を強化することで、県の認知度向上や三重県ファンを増やすためのプロモーション活動を展開していきます。

(3) メディアミックスによる広聴広報の充実

新型コロナウイルス感染症の緊急情報や災害時の危機管理・救急医療情報など、県民の皆さんに必要な情報を的確に届けるとともに、より県情報を身近に感じていただけるよう、「伝える」から「伝わる」、「届ける」から「つながる」広聴広報の観点で、県広報紙や県ホームページ、フリーペーパー、テレビ、SNS等の多様な広報媒体を活用した情報発信、パブリシティ活動に取り組みます。

(4) 「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

広聴広報会議等で各種広聴広報ツールの周知や部局間の情報の共有を図るとともに、パブリシティ活動の質の向上に向けて職員研修を実施することで情報発信力や広聴機能の強化を行い、全庁が一体となった戦略的・計画的な広聴広報活動を展開していきます。

(6) 統計調査について

1 令和2年度に実施する統計調査

(1) 国からの主な受託調査

① 毎月調査

(総務省) 労働力調査、小売物価統計調査、家計調査

(厚生労働省) 毎月勤労統計調査

② 毎年調査

(文部科学省) 学校基本調査、学校保健統計調査

(経済産業省) 工業統計調査

③ 5年周期調査

(総務省)

・令和2年国勢調査

統計法に定める基幹統計調査として、5年ごとに実施する人及び世帯に関する全数調査であり、その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されています。

今回の調査は、大正9年の第1回調査以来、100年となる節目を迎えます。

※調査期日 令和2年10月1日午前零時現在

(2) 県単独調査

毎月調査

三重県生産動態統計調査、人口推計調査

2 統計情報の提供と分析

県民の皆さんに各種統計調査結果などの情報を利活用いただけるよう、県ホームページ「みえData Box」への掲載や統計書、県勢要覧などの刊行図書を通じて、統計情報の提供を行います。

また、マクロ経済分析として、県景気動向指数や県内経済情勢、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成し公表します。

さらに、「三重県民手帳」の発行や統計グラフコンクールの実施等を通じて、統計の普及や調査への協力を促進します。

3 課 題

統計調査を取り巻く環境は、個人情報保護意識の高まりや単身・共働き世帯の増加等に伴う調査訪問時不在世帯の増加などにより、年々調査票の取集等が厳しい状況になっています。

そうした中、調査員の確保と資質の向上を図るとともに、統計調査結果などの統計情報を利活用していただけるよう普及啓発に取り組む必要があります。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、国勢調査等への影響が懸念されているところです。

4 今後の対応

国や市町と緊密に連携し、県民の皆さんへの調査実施の周知を行うとともに、正確な統計調査の実施に取り組んでいきます。

また、県民の皆さんが統計を身近に感じることで統計調査への協力と統計情報の利活用が進むよう、統計の普及啓発を行うとともに、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症に関する国勢調査等への対応については、総務省等と連携して感染拡大防止に留意しつつ、取り組んでいきます。

(7) 情報公開・個人情報保護について

1 情報公開制度について

(1) 概要

本県の情報公開制度は、昭和 63 年 6 月に三重県情報公開条例を施行し、平成 11 年に条例の目的に県民の知る権利等を明記するとともに、請求者の範囲を拡大する等の全面改正を行い、県民等に幅広く利用されてきました。

しかしながら、情報公開制度が浸透していく中で、大量請求や開示請求者が請求した公文書を閲覧しないなど制度運営上の大きな課題が生じたため、権利濫用禁止の規定の創設、開示を受けない者へのみなし規定の整備などの条例改正を平成 20 年に行いました。

これまで、職員研修の実施、規則等諸規程の見直し、手引書の作成・改訂などを行い、各部局等と連携を図りながら、円滑な制度運用に取り組んできた結果、条例の目的からかけ離れた過剰な請求や、開示決定等を受けたにもかかわらず正当な理由なく開示を受けないなどの対応困難な事例は減少しています。

(2) 今後の取組方向

引き続き、職員研修等を通じて、条例の趣旨の徹底、規則等諸規程に基づく適正な事務執行を図り、情報公開制度の的確な運用に努めていきます。

(3) 運用状況

請求内容の主なものは、公共事業にかかる金額入り設計書、建築計画概要書、法人の決算関係書類、教員採用試験問題等です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開示請求件数	9,036	8,710	7,814	8,102	7,496
対前年増加率	△1.2%	△3.6%	△10.3%	3.7%	△7.5%
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*	29	13	16	7	5
うち認容	5	1	3	0	0
うち一部認容	8	6	6	3	2
うち棄却	16	6	7	4	3
うち却下	0	0	0	0	0

* 公文書の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会（平成 29 年 5 月までは情報公開審査会）に諮問し、調査・審議のうえ答申を行います。

2 個人情報保護制度について

(1) 概要

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成14年度から「三重県個人情報保護条例」を施行し、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することとしています。

個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行っています。

(2) 今後の取組方向

県においては、個人情報の記載された文書の紛失、データの誤提供等の個人情報の漏えい事案が発生していることから、引き続き、職員研修等を通じて、個人情報保護制度の周知や危機管理意識の更なる醸成を図り、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止に努めていきます。

(3) 運用状況

請求内容の主なものは、運転免許試験や高校入試等の試験結果に関するものです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開示請求件数	19,954	17,865	16,718	17,293	16,762
対前年増加率	8.5%	△10.5%	△6.4%	3.4%	△3.1%
うち試験結果	19,490	17,414	16,341	16,907	16,337
うち試験結果以外	464	451	377	386	425
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*					
うち認容	0	1	6	1	1
うち一部認容	0	0	0	0	1
うち棄却	0	0	6	0	0
うち却下	0	0	0	1	0

* 保有個人情報の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会（平成29年5月までは個人情報保護審査会）に諮問し、調査・審議のうえ答申を行います。

(8) 平和啓発の取組について

1 概要

県内でも戦後生まれの人の割合が8割を超えていることから、戦争の悲惨な実態と教訓が風化しないよう、関係部局と連携し、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会づくりに取り組んでいます。

2 本年度の取組

本年は終戦から75年の節目の年となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止の観点から事業実施における様々な制約があるため、取組のあり方も含めて検討していく必要がありますが、平和への想いを次世代につなぐため、引き続き、「被爆地 広島との連携」や「県内戦争体験の伝承」をコンセプトにしながら、平和について考え、行動していただくきっかけづくりとなる取組を進めていきます。

(1) 平和に関する企画展の開催

8月上旬に県総合博物館（MieMu）において、広島平和記念資料館から借用した被爆関係資料や県内にある戦争関係資料の実物を展示するとともに、被爆地広島との交流を通じて、県内の若者に戦争の悲惨さや平和の尊さについて伝えていきます。

(2) 「ひろしまジュニア国際フォーラム」への県代表者の派遣

平成30年度から、広島県が主催している「ひろしまジュニア国際フォーラム」に県代表者（高校生2名）を派遣しています。本年度も、広島県及び関係者と連携し適切に対応していきます。

※ひろしまジュニア国際フォーラム

国内外の外国人高校生及び県内留学生、日本人高校生等が、ともに国際平和について考え意見交換することで、相互理解を深め、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けたメッセージを広く世界に発信することを目的に、広島県が主催。平成28年度から開催されている。

(3) 平和啓発資料（パネル・CD・DVD）の貸出等

県で作成した平和啓発資料（戦争遺跡等の紹介パネル、戦争体験談を記録したCD、戦争体験者インタビューDVD）を市町や小中高等学校等に貸し出し、市町の平和啓発事業や学校の平和学習等での活用を図ります。

なお、これらは県ホームページに掲載していることから、特に今年度は、オンライン授業等での活用も働きかけます。